

# 郵便法施行規則の改正について

平成29年4月

# 郵便法施行規則の改正について

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会(現状と課題等に関するWG)」において、日本郵便からヒアリングで示された課題(要望事項)を中心に議論し、整理された結果を踏まえ、省令にかかる事項については今般必要な改正を行ったもの。【3月31日公布・施行】

## 郵便法に定める認可・届出に対する日本郵便(株) の要望事項等(日本郵便(株)のヒアリングで示された課題等)

### 1 郵便料金の認可・届出(試行的役務)

試行的役務についても料金届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。

### 2 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。

### 3 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

### 4 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

### 5 郵便事業の収支状況の情報開示

郵便事業の収支状況の具体的な区分については法令上定めがない。

## 総務省における対応

:今回、郵便法施行規則で改正

### ①事後届出となる料金の対象範囲の拡大

速達等を除く任意の特殊取扱等の新規サービス(これらの試験的役務を含む)の料金についても、事後届出とする。

### ②郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大

全国的に行う試験的役務についても、「地域」の限定を不要とし)郵便約款の認可を不要とする。

③①以外の試験的役務の料金規制については今後検討。【法律】

### ○郵便料金の改定に伴う関連手続きの廃止

消費税増税時などの郵便料金改定に合わせて行われる郵便切手等の発行について、(その金額の種類の記載を不要とし、)郵便業務管理規程の認可を不要とする。

○定型的で多数の者への委託が想定される業務を日本郵便(株)に確認の上、基準認可の可否について今後検討。【法律】

### ①郵便認証司の兼業承認を不要とする対象範囲の明確化

郵便認証司の兼業承認が不要となるよう根拠となる規定を整備する。  
具体的には、兼業承認が不要となる対象を通知文書で明記する。

[参考] この他、郵便認証司の罷免に係る報告の頻度(毎月1回→半年に1回)にかかる通知文書を見直す。

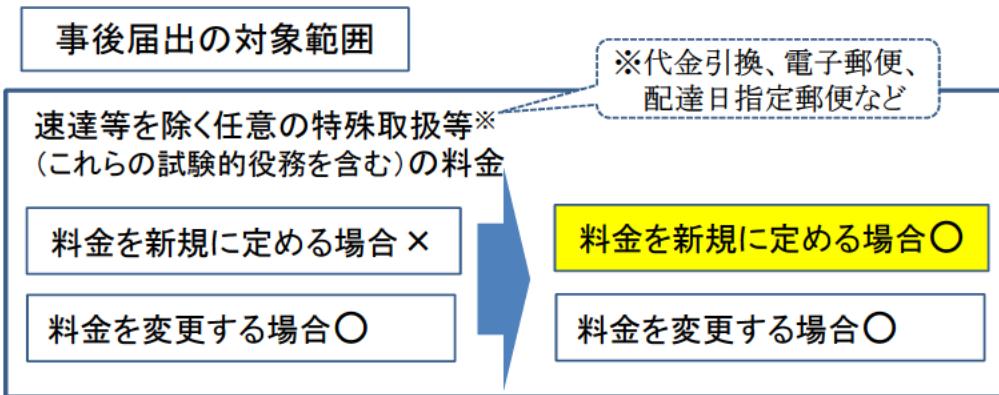
②制度に係る課題は、制度創設趣旨等を踏まえ、今後検討。【法律】

### ○郵便事業の収支状況にかかる区分の明確化(情報開示)

内国郵便については、第一種から第四種郵便物、義務的特殊取扱及び任意特殊取扱の6区分に、国際郵便については、通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物の3区分とする収支状況の報告・公表を行うものとする。

# 郵便法施行規則の改正イメージ

## ① 事後届出となる料金の対象範囲の拡大



## ④ 郵便認証司の兼業承認を不要とする対象範囲の明確化

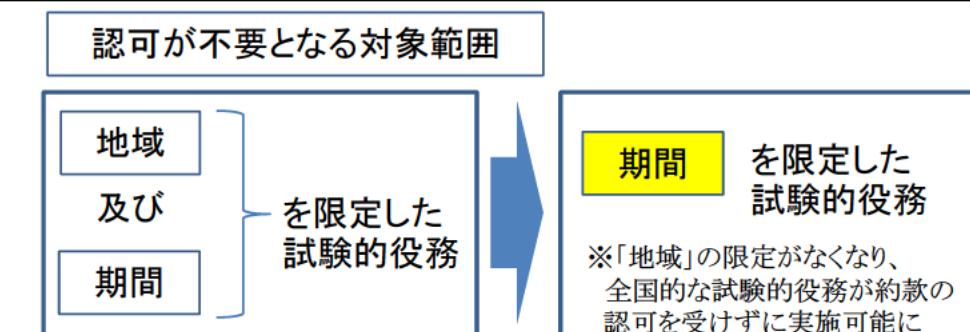
兼業承認が必要

一部兼業承認が不要\*

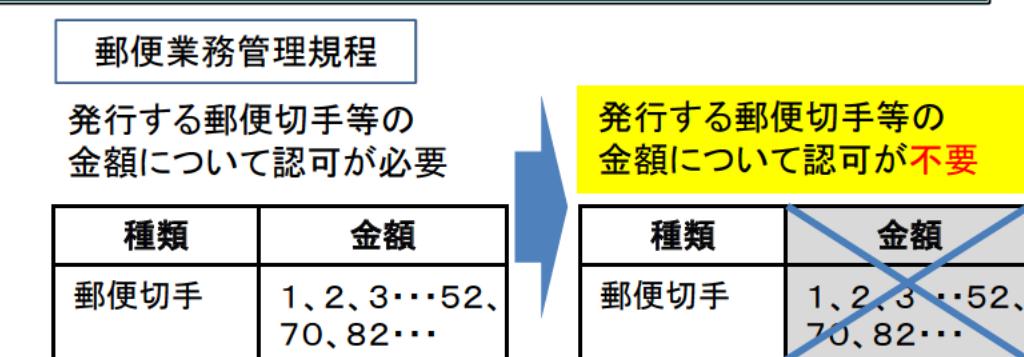
兼業承認を不要とする  
根拠規定を整備。  
合わせて、運用通知を整備。

\*一定規模未満の営利事業(農業等、  
不動産賃貸業、太陽光発電による売  
電に限る。)に従事する場合

## ② 郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大



## ③ 郵便料金の改定に伴う関連手続きの廃止



## ⑤ 郵便事業の収支状況にかかる区分の明確化(情報開示)

収支状況の具体的な区分  
について法令上定めがない

種類別	営業利益
内国郵便	
第一種	
第二種	
第三種	
第四種	
特殊取扱	
国際郵便	

収支状況の具体的な区分を明確  
化(制度的に担保)

種類別	営業利益
内国郵便	
第一種	
第二種	
第三種	
第四種	
義務的特殊取扱	
任意の特殊取扱	
国際郵便	
通常郵便物	
小包郵便物	
EMS郵便物	